

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第15号

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例

瀬戸市火災予防条例（昭和37年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>　第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条—第17条の3）</p> <p>　第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災のおそれのある器具の取扱いの基準（第18条—第22条の2）</p> <p>　第3節 火の使用に関する制限等（第23条—第28条）</p> <p>　第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>　第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条—第17条の3）</p> <p>　第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災のおそれのある器具の取扱いの基準（第18条—第22条の2）</p> <p>　第3節 火の使用に関する制限等（第23条—第28条）</p> <p>　第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）</p> <p>第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物</p>

<p>の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第30条—第32条）</p> <p>第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第33条—第34条の2）</p> <p>第3節 基準の特例（第34条の3）</p> <p>第5章 避難管理（第35条—第42条）</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2—第42条の3）</p> <p>第6章 雜則（第42条の4—第48条）</p> <p>第7章 罰則（第49条・第50条）</p> <p>附則</p> <p>第6章 雜則 <u>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</u></p> <p><u>第42条の4 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手續は、消防長が別に定める。</u></p>	<p>の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等</p> <p>第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第30条—第32条）</p> <p>第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第33条—第34条の2）</p> <p>第3節 基準の特例（第34条の3）</p> <p>第5章 避難管理（第35条—第42条）</p> <p>第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2—第42条の3）</p> <p>第6章 雜則（第43条—第48条）</p> <p>第7章 罰則（第49条・第50条）</p> <p>附則</p> <p>第6章 雜則</p>
--	---

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。